

STOP! 重機災害

下関署管内では、本年度、車両系建設機械である**ドラグ・ショベルの転倒が多発**しています。車両系建設機械の転倒は、死亡災害を含む重大な災害に繋がる可能性が高く、事業者の皆様におかれましては、転倒を発生させないという強い意志のもと、転倒防止に取り組む必要があります。

車両系建設機械の転倒防止のためには、あらかじめ地質調査等を実施し、地質、車両系建設機械の能力等に適応した作業計画の策定が重要となります。

事業者の皆様におかれましては、車両系建設機械を用いた作業を行う前に、**必ず作業計画の策定**をしていただきますようお願いします。

車両系建設機械の転倒事例

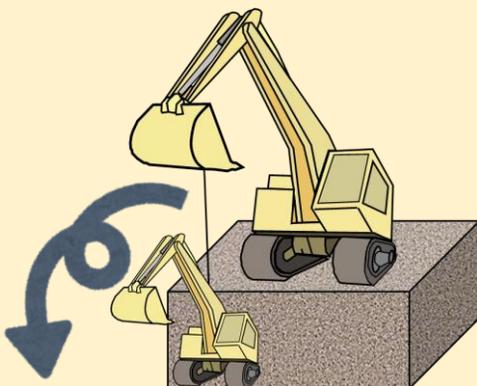
用途外使用により転落

クレーン機能のないドラグ・ショベルを用いてトラックの荷台から荷物を下ろそうとした際、荷台から転落（安衛則第164条違反）



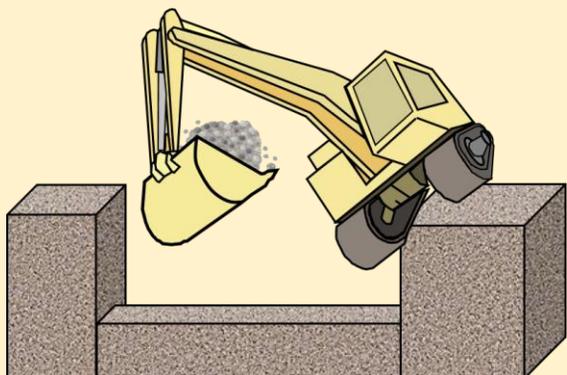
用途外使用により転落

クレーン機能のないドラグ・ショベルを用いて小型のドラグ・ショベルを路肩下へ下ろそうとした際、転落（安衛則第164条違反）



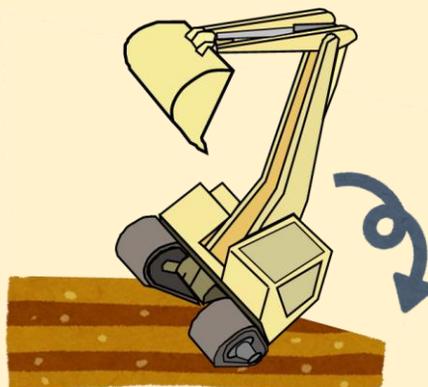
過荷重による転倒

ドラグ・ショベルのバケットに、過荷重の碎石を入れ、バランスを崩し、転倒（安衛則第163条違反）



地盤（砂利）が崩れ横転

幅員の狭い掘削土を走行中、砂利が崩れ、横転（安衛則第157条違反）



車両系建設機械の転倒防止のためには、作業計画の策定が重要です！



車両系建設機械の作業計画具体例

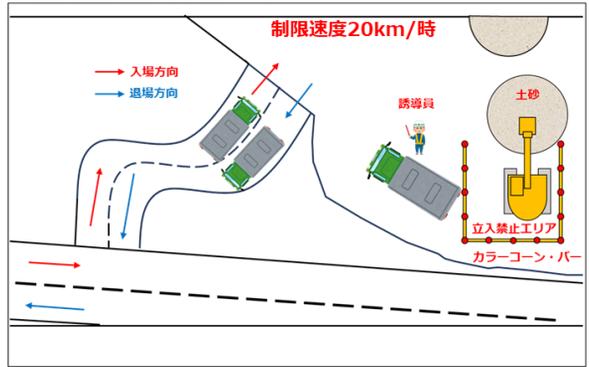
車両系建設機械作業計画 (労働安全衛生規則第155条に基づく)

社内審査 確認印	事業主	安全管理者等	上	席	車両系建設機械 運転者
	(印)	(印)	(印)		(印)

1.作成年月日	令和8年3月20日	2.計画作成者	〇〇 〇〇	3.作業名	土砂集積・整地
4.作業の具体的内容	10tトラックにより運ばれた土砂を集積・整地する。				
5.実施期間	令和8年4月1日(水)～令和8年4月2日(木)曜		6.作業人数	3名	
7.作業時間	0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24				
8.運搬材料	名称	荷姿	形状	個数	重量
	土砂	—	—	—	9.0t
9.立入禁止措置	<input checked="" type="checkbox"/> バリア <input checked="" type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 監視員 <input type="checkbox"/> その他()				
10.誘導者	配置の有無	氏名	合同の定め	退避場所	
	有・無	〇〇 〇〇	有・無	有・無	
11.車両系建設機械運転者	氏名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数	
	〇〇 〇〇	第1234号	令和5年2月1日	2年10カ月	
12.車両系建設機械の種類・能力・点検状況	種類	能力	作業開始前点検状況	月例検査実施状況	特定自主検査実施日
	ドラグ・ショベル	0.7 m ³	良・否	令和8年3月1日	令和8年2月1日
13.車両系建設機械の設備	転倒時保護構造の有無	シートベルトの有無	シートベルト着用指示の有無		
	有・無	有・無	有・無		
14.作業場所状況	作業場所の広さ	十分に広い	ロ、広い	ハ、やや狭い	ニ、非常に狭い
	路面状況	イ、舗装	ロ、砂利敷	ハ、土間	ニ、地盤強度
	坂道等傾斜	有・無	有・無	有・無	有・無
	走行路幅員狭小箇所	有・無	有・無	有・無	有・無
	路肩危険箇所	有・無	有・無	有・無	有・無
	障害物	有・無	有・無	有・無	有・無
15.転倒・転落防止措置	路肩崩壊防止の有無	地盤沈下防止の有無	幅員保持の有無	誘導員配置の有無	
	有・無	有・無	有・無	有・無	
16.制限速度	当該作業に係る場所の地形・地盤の状態等に応じた適正な制限速度		当該作業場所における制限速度掲示の有無		
	(20) km/時		有・無		

17.車両系建設機械作業図

- ①車両系建設機械の運行経路を明示すること
- ②周辺労働者の立入禁止箇所及び車両系建設機械の走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③各種標識・誘導者・監視者の配置場所を記入すること



18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄は車両系建設機械運転者が記入)

留意事項	確認欄
①保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する。	✓/✓
②シートベルトを着用する。	✓/✓
③車両系建設機械技能講習修了証を携帯する。	✓/✓
④作業開始前点検を確認に行い、点検表を提出する。	✓/✓
⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する。	✓/✓
⑥立入禁止措置をする。	✓/✓
⑦共同作業を確認する。	✓/✓
⑧誘導員・監視員の配置時、合図方法を確認する。	✓/✓
⑨走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する。	✓/✓
⑩急発進・急停車・急旋回をしない。	✓/✓
⑪運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する。鍵を必ず抜くこと。	✓/✓
⑫駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする。	✓/✓
⑬運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない。	✓/✓
⑭荷の吊り上げ等用途外使用をしてはいけない。	✓/✓
⑮許容荷重を超えた荷を積載しない。	✓/✓

19.関係労働者への周知

サイン欄	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

クレーン機能を備えた車両系建設機械を使って吊り作業をする場合は、必ずクレーンモードに切り替えてから作業をしましょう。



関係法令

★安衛則第154条(調査及び記録)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

★安衛則第155条(作業計画)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

★安衛則第157条第1項(転落等の防止等)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

★安衛則第163条(使用の制限)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

★安衛則第164条第1項(主たる用途以外の使用の制限)

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、コラムシエルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。